

2. 用語解説

県内ベースと県民ベース

県内ベースとは、県という行政区域内の経済活動を、それに携わった者の居住地に係わりなく把握するものです。一方、県民ベースとは、県内居住者の経済活動を地域に係わりなく把握するものです。

主要3系列（生産・分配・支出）のうち、県内総生産（生産側及び支出側）は前者の県内ベースで把握し、県民所得（分配）は後者の県民ベースで把握したものです。

なお、この場合の居住者とは個人だけでなく、法人企業、政府機関など経済主体全般に適用される概念基準です。

県内

自県が管轄する県域の地理的範囲を指します。

県外

国内であって、自県が管轄する県域の地理的範囲外を指します。

域内

自県の制度部門別（地方政府等、非金融法人企業、金融機関、家計、対家計民間非営利団体）が所在する概念上の地域を指します。

域外

他県の制度部門及び中央政府等（中央政府、全国社会保障基金）が所在する概念上の地域を指します。このうち、中央政府等が所在する地域を準地域といいます。

中央政府等

中央政府と全国社会保障基金を指します。

地方政府等

地方政府（県、市町村）と地方社会保障基金を指します。

一般政府

中央政府等と地方政府等を指します。

総（グロス）と純（ネット）

建物、機械設備等の固定資産は、生産の過程において年々減耗しますが、その減耗分を評価し、将来の固定資本代替のための費用として計上したものが、固定資本減耗です。

この固定資本減耗を含んだ県民所得を総（グロス）概念の所得といい、含まないものを純

（ネット）概念の所得といいます。県内総生産（生産側及び支出側）は総概念であり、県民所得の分配は純概念でとらえてあります。

市場価格表示と要素費用表示

市場価格表示とは、文字通り市場で取引される価格で表したもので、県内総生産（生産側及び支出側）を表わす場合に用いられます。一般に市場価格表示は、生産段階では生産者価格表示、他の取引段階では購入者価格表示による二つの評価方法がとられています。

要素費用表示とは、生産主体（個人・法人・政府）が土地、労働、資本など生産要素に対して支払う費用の額によって表わしたもので、県内純生産と県民所得の分配を表わす場合に用いられます。要素費用表示の県内純生産に生産・輸入品に課される税を加え補助金を控除したものが市場価格表示の県内純生産となります。

このことから市場価格と要素費用の間には、次の関係が成り立ちます。

市場価格表示の県内純生産

＝要素費用表示の県内純生産＋生産・輸入品に課される税－補助金

中間投入

生産の過程で原材料、光熱燃料、間接費等として消費された非耐久財及びサービスを言います。

固定資本減耗

構築物、設備、機械等再生産可能な固定資産（有形固定資産、無形固定資産）について、通常の破損及び損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等からくる減耗分を評価した額であり、固定資産を代替するための費用として総生産の一部を構成します。

生産・輸入品に課される税

生産・輸入品に課される税とは、①財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課せられる租税で、②税法上損金算入が認められて所得とはならず、③その負担が最終購入者へ転嫁されるものです。これは生産コストの一部を構成するものとみなされる点で所得・富等に課される経常税と区別されます。

生産・輸入品に課される税の例としては、消費税、関税、酒税等の国内消費税、印紙税等の取引税、事業税及び固定資産税などがあげられます。住宅に対する固定資産税も帰属家賃の一部を構成するという観点から、生産・輸入品に課される税として扱われます。

また、日本中央競馬会納付金など、特定の公的企業の利益マージンを越えた分も、財政収入を目的として徴収することから生産・輸入品に課される税に含まれます。

補助金

補助金とは、産業振興、あるいは製品の市場価格を低める等の政府の政策目的によって、政府から産業に対して一方的に給付され、受給者の側において収入として処理される全ての経常的交付金です。公的企業の営業損失を補填するために行われる政府からの繰入れも補助

金に含まれます。

補助金によって、その額だけ市場価格が低められるため、負の生産・輸入品に課される税とみなすことができます。

営業余剰・混合所得

営業余剰・混合所得とは、県内に居住する生産者の付加価値から、それに対応する期間内に発生した雇用者報酬、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税（純）（生産・輸入品に課される税－補助金）の合計を差引いたものであり、企業会計という営業利益に相当します。

したがって営業余剰は、市場での利益の追求を目的とする産業においてのみ生じ、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者においてはありません。

雇用者報酬

雇用者報酬とは、生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者への分配額をさします。

雇用者とは、あらゆる生産活動に常雇・日雇を問わず従事する就業者のうち、個人業主と無給の家族従業者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も雇用者に含まれます。

雇用者報酬は、具体的には以下のような項目から構成されており、このうち（１）②、（２）の一部は、実際に現金の形で雇用者に支払われるものではなく、帰属計算項目として雇用者報酬に含めています。

（１）賃金・俸給

①現金給与（所得税、社会保険料雇用者負担等控除前）

一般雇用者の賃金、給与、手当、賞与などのほかに役員給与や議員歳費等も含まれます。

②現物給与

自社製品などの通貨以外のものによる給与の支払、食事券、通勤定期券等の支給や消費物資の廉価販売など主として消費者としての雇用者の利益となることが明らかな財貨・サービスに対する雇主の支出です。給与住宅差額家賃もこれに含まれます。

（２）雇主の社会負担

①雇主の現実社会負担

労働保険及び健康保険などの社会保障基金及び年金基金への雇主の負担額です。

②雇主の帰属社会負担

社会保障基金や年金基金によらず、雇主自らが雇用者の福祉のために負担する分であり、退職一時金や社会保障基金によらない業務災害補償費などです。

財産所得

財産所得とは、ある経済主体が他の経済主体の所有する金融資産、土地及び無形資産（著作権、特許権など）を貸借する場合に、この貸借を原因として発生する所得の移転であり、「利子」、「法人企業の分配所得（配当等）」、「保険契約者に帰属する財産所得」、「賃貸料（地

代（土地の純賃貸料）など」が該当します。

ただし、財産所得中の賃貸料には、構築物（住宅を含む）、設備、機械等の再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは含まれません。この場合は、貸し手はサービスを産出し、借り手はそのサービスを消費するものとして扱われます。

企業所得（法人企業の分配所得受払後）

営業余剰・混合所得に財産所得の受取りを加算し、財産所得の支払いを控除したものであり、民間法人企業所得、公的企業所得、個人企業所得に分類されます。したがって、企業所得は営業利益に他社からの株式配当などの営業外収益を加え、負債利子などの営業外費用を除いた、いわゆる経常利益に近い概念といえます。

公的企業とは、公的に所有あるいは支配されている企業で、商法その他の公法、特別立法、行政規則等により法人格をもつ公的法人企業及び生産する財貨・サービスのほとんどを市場で販売する大規模な非法人政府事業体からなり、その活動の類型、すなわち生産技術や経営形式の特性から産業として分類されるような事業所を単位とします。

公的企業の例としては、日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫等）、住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）などの公庫、独立行政法人等があげられ、非法人政府事業体としては印刷、造幣、郵政事業のような企業特別会計が該当します。県・市町においては、下水道を除く公益企業会計及び特殊法人である地方公社が含まれます。

民間最終消費支出

民間最終消費支出とは、（１）家計最終消費支出と（２）対家計民間非営利団体最終消費支出の合計です。

（１）家計最終消費支出

家計最終消費支出とは、居住者である家計（個人企業を除く）の消費財及びサービスに対する支出です。居住用の固定資産に対する支出は総固定資本形成であり、最終消費支出には含まれません。住居にその所有者が住む場合には、住居が産出する居住サービスは、その所有者の産出であると同時に最終消費支出として記録されます（持ち家の帰属家賃）。

（２）対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体最終消費支出とは、対家計民間非営利団体の産出額（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課せられる税）から財貨・サービスの販売と自己勘定による総資本形成（研究・開発）を控除したものです。

地方政府等最終消費支出

「非市場生産者（政府）」部門の産出額（中間投入＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税）から他部門に販売した額（財貨・サービスの販売、例えば国立学校の授業料）と自己勘定による総資本形成（研究・開発）を差し引いたものに、現物社会移転

（市場産出の購入）を加えたもののうち、中央政府等最終消費支出とならないものを地方政府等最終消費支出として計上します。

県内総資本形成

法人企業、一般政府、対家計民間非営利団体、家計（個人企業）の支出（購入及び自己生産物の使用）のうち、中間消費及び非生産資産の購入とならないものであり、総固定資本形成と在庫変動からなります。

（１）総固定資本形成

総固定資本形成は、有形又は無形の資産の取得であり、①住宅、②その他の建物・構築物、③機械・設備、④育成生物資源（種畜、乳牛、果樹等）、⑤知的財産生産物（研究・開発、コンピュータ・ソフトウェア）⑥娯楽作品原本を含みます。なお、「防衛装備品」については基礎データの制約等から県別には実際の計測は困難であるため推計しません。

（２）在庫変動

在庫変動は、企業及び一般政府が所有する原材料、仕掛品、製品、流通品等の棚卸資産のある一定期間における数量増を、その期間の市場価格で評価したものです。

間接的に計測される金融仲介サービス

（Financial Intermediation Services Indirectly Measured, FISIM）

金融部門の産出額は、間接的に計測される金融仲介サービス（FISIM）を通常の財貨・サービスの一つとして位置付けています。

金融仲介機関の中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を課したり支払ったりすることにより、明示的には料金を課さずにサービスを提供することができるものがあります（このような金融仲介機関に資金を貸す人々（預金者）には他の場合よりも低い利子率を支払い、資金を借りる人々にはより高い利子率を課します。）。こうした金融仲介機関による明示的には料金を課さないサービスを、間接的な測定方法を用いて推計したものが、「FISIM」です。

財貨・サービスの移出（入）

財貨・サービスの海外及び県外との取引と直接購入から構成されます。このうち直接購入とは、居住者（非居住者）による県外（内）市場での財貨・サービスの直接購入です。なお、中央政府等の地域事業所が産出する政府サービスは準地域に存在する中央政府等に移出されるため、移出には含まれます。

経済成長率

経済成長率とは、経済活動規模の拡大の程度を数値で表したもので、県内総生産の前年度に対する増加率をいいます。その時点での市場価格で集計した名目値による経済成長率と物

価水準の変動分を除去した実質値による経済成長率とが算出されます。

名目値と実質値

名目値とは、物価変動が含まれている年々の時価を評価基準としたものです。これに対して実質値とは、特定の基準年次の物価を評価基準としたもので、物価変動の影響を除いた経済の実質的（数量的）な動きをとらえる場合に用いられます。実質値は、直接推計することが困難なため、各種の物価指数を利用して作成したデフレーターで名目値を除いて求めています。

デフレーター

デフレーターとは、名目値を基準年の価格で評価（実質化）するため、基準年からの物価変動分を除去するために使用される係数（物価調整指数）のことです。

連鎖方式

連鎖方式は、実質化の指数算式において常に前年を基準年とし、それらを毎年積み重ねて接続する方式です。連鎖方式では、基準年が毎年更新されていくため、最近のウエイト構造が反映されます。一方で、実質値の内訳項目を合計したものと集計項目の実質値とは、連鎖方式では一致しませんので注意が必要です。

なお、この報告書では、連鎖方式の実質値及びデフレーターを生産系列及び支出系列で掲載しています。

制度部門別分類

制度部門別分類は、独立した組織として所得の受払いや財産の所有・運用に関する意思決定を行う制度単位を基準として行われる分類であり、（１）非金融法人企業、（２）金融機関、（３）一般政府、（４）家計（個人企業を含む）、（５）対家計民間非営利団体の５つに分類されます。

（１）非金融法人企業

市場財及び市場非金融サービスの生産を主活動とするすべての居住者である非金融法人企業又は準法人企業です。財貨及び非金融サービスの市場生産に携わる非営利団体も含まれます。

（２）金融機関

主に金融仲介活動または、金融仲介業務に密接に関連した補助的金融活動に従事しているすべての居住者である法人企業又は準法人企業です。金融的性格をもつ市場生産（保険業務など）に従事する非営利団体も含まれます。

（３）一般政府（地方政府等）

上述の地方政府等を参照してください。

（４）家計

同じ住居を持ち、所得や富の一部または全部をプールし、住宅や食料を中心に、共同で特定の財貨やサービスを消費する人々の小集団。自営個人企業も含まれます。

（５）対家計民間非営利団体

政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供するすべての居住者である非営利団体により構成されます。

対家計民間非営利団体は、ある特定の目的を遂行するために集まった個人の自発的な団体（労働組合、政党、宗教団体、私立学校等）であり、その活動は通常会員の会費や家計、企業、政府からの寄付、補助金によって賄われます。

県内総生産勘定（生産側及び支出側）

この勘定は、県内における経済活動を総括する県内総生産を生産側と支出側から捉えるものであり、制度部門の生産勘定を統合して作成されます。

なお、総生産は県内概念で記録しています。

勘定の貸方（支出側）は、県内生産物に対する支出の総額を市場価格によって評価した県内総支出です。構成項目としては、民間最終消費支出及び地方政府等最終消費支出、総固定資本形成及び在庫変動、財貨・サービスの移出入が示されています。

勘定の借方（生産側）は、県内経済活動における付加価値総額を市場価格によって評価した県内総生産です。構成項目としては、雇用者報酬と営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税、（控除）補助金が示されます。

県内総生産は生産側と支出側で理論上は同額となるべきものですが、実際の推計の上では、それぞれの推計に用いられる基礎資料や推計方法が異なるため、不一致が生じます。この計数上の差額を統計上の不突合として支出側に計上し、生産側と支出側をバランスさせています。

県民可処分所得と使用勘定

この勘定は、生産された要素所得の受取や生産物の最終消費への支払のほか、財産所得などの移転所得の受払いから構成され、県民可処分所得とその使用のバランスとして統合されているものです。この勘定においては、雇用者報酬は、県内活動による雇用者報酬と県外からの雇用者報酬（純）に区別されます。営業余剰・混合所得は各制度部門（非金融法人企業、金融機関、家計）の和になります。移転項目については、域外からの財産所得（純）と域外からのその他の経常移転（純）とに区別して表章されます。さらに、生産・輸入品に課される税と（控除）補助金が貸方に計上されます。

県民可処分所得は各制度部門の可処分所得の和として求められ、使用項目の民間最終消費支出、地方政府等最終消費支出、県民貯蓄は、それらに対応する部門別項目の和となります。

域外勘定

域外勘定（※）では、県全体としてとらえた域外取引が計上されており、域外の視点から記録されています。経常取引と資本取引に区分されますが、県民経済計算では経常取引について記録しています。

経常取引は、物の売買や運輸・通信・保険などサービスの売買よりなる「財貨・サービスの移出（入）」、労働に対して支払われる「雇用者報酬」、利子や配当金などからなる「財産

所得」、中央政府に係る生産・輸入品に課される税及び補助金、対価の受領を伴わない財貨・サービス・現金の受払いのうち経常的なものよりなる「その他の経常移転」によって構成され、バランス項目として支払側に「経常収支（域外）」が設けられています。

（※）域外勘定を見る上で注意すべき点は、域外の視点から見た勘定となっていることです。従って、域外からの「受取」は、域外勘定（経常取引）では域内への「支払」となります。

制度部門別所得支出勘定

この勘定は、非金融法人企業、金融機関、一般政府（地方政府等）、家計（個人企業を含む）、対家計民間非営利団体の5制度部門別（2.用語解説参照）に作成されます。「県内総生産勘定（生産側及び支出側）」の借方に示される生産活動の結果発生した付加価値（所得）が、どの制度部門に配分され、さらに各制度部門及び県外部門間に様々な移転取引が行われるなかで、それらの所得が最終的にどのように振り向けられているかを示しています。

勘定の借方（支払）には、最終消費支出、経常移転（財産所得と財産所得以外の経常移転）及び残差である貯蓄が示され、貸方（受取）には、要素所得（県民雇用者報酬、営業余剰・混合所得）及び移転所得（財産所得、経常移転）が示されています。

（1）要素所得

生産活動に提供した生産要素に対する所得で、「県民雇用者報酬」と「営業余剰・混合所得」があります。県民雇用者報酬は家計に、営業余剰・混合所得は非金融法人企業、金融機関、家計にそれぞれ計上されます。

（2）移転所得

制度部門別所得支出勘定に示される所得移転には、経常移転（財産所得、財産所得以外の経常移転）があり、各制度部門で勘定の受取と支払のそれぞれに計上されます。

なお、移転には経常移転（一般に繰り返し行われ、かつ消費支出などの経常的支出にあてられることが予定される移転）と資本移転（資本形成などに使用されることが予定される移転）があります。

① 財産所得

上述の「財産所得」を参照ください。

② 財産所得以外の経常移転

ア. 所得・富等に課される経常税

所得に課される税及びその他の経常税が該当します。

所得に課される税とは、労働の提供や財産の貸与、資本利得等の様々な源泉からの所得に対して、公的機関によって定期的に課せられる租税（所得税、法人税、都道府県民税[所得割、法人税割]等）です。また、その他の経常税とは、自動車重量税、自動車税、都道府県民税（均等割）等です。

イ．現物社会移転以外の社会給付及び純社会負担

a 現物社会移転以外の社会給付

社会給付とは、病気、失業、退職、住宅、教育あるいは家族の経済的境遇のような一定の出来事あるいは状況から生じるニーズに対する備えとなることを意図して家計に支払われる経常移転をいい、「現金による社会保障給付」「その他の社会保険年金給付」「その他の社会保険非年金給付」「社会扶助給付」に分類されます。

i．現金による社会保障給付

社会保障基金が家計に対して支払う社会給付のうち、国民年金保険、厚生年金保険等からの公的年金給付や雇用保険給付などの現金により支払われるものが含まれます。

ii．その他の社会保険年金給付

一般政府の運営する社会保障制度以外の社会保険のうち、雇用関係をベースとする退職後所得保障制度から支払われる現金給付を指します。確定給付型や確定拠出型の企業年金からの給付額とともに、これと同様に発生主義により記録される退職一時支給額を含みます。

iii．その他の社会保険非年金給付

社会保障基金や年金基金といった外部機関を利用せず、また自己で基金を設けることもせず、雇主がその源から雇用者に支払う義務を負っているものと位置づけられます。発生主義による記録を行わない退職一時金のほか、私的保険への拠出金等を含みます。

iv．社会扶助給付

社会保険制度の枠組みの中での給付ではなく、一般政府又は対家計民間非営利団体が家計に支払う経常移転を指し、生活保護、公費負担医療給付分、恩給等が含まれます。

b 純社会負担

社会保険給付が支払われることに備えて社会保険制度に行う現実または帰属の支払を指します。

i．現実社会負担

雇主が社会保険制度を管理する基金に対して支払う社会負担である「雇主の現実社会負担」と雇用者本人による社会保険制度を管理する基金に対する負担である「雇用者の社会負担」に分類されます。

「雇主の現実社会負担」は、社会保障基金に対する「雇主の強制的現実社会負担」と年金基金に対する「雇主の自発的現実社会負担」に分けられ、これらは、雇主が雇用者の利益のために支払う性格のものであるため、まず雇用者報酬の構成要素として計上し、同額を家計が一般政府ないし金融機関に支払ったかのように計上しています。

「雇用者の社会負担」は、雇用者本人による社会保険制度を管理する基金に

対する負担を指し、支払先によって「雇用者の強制的社会負担」（対社会保障基金）と「雇用者の自発的社会負担」（対年金基金）とに分けて記録しています。

ii. 帰属社会負担

「無基金雇用者社会給付」が雇用者報酬の構成要素（「雇主の帰属社会負担」）としても計上されることから、家計による二重受取を回避するために設けられた項目であり、「雇主の帰属社会負担」と同額を家計が雇主に支払ったものとして計上しています。

ウ. その他の経常移転

その他の経常移転は、「非生命保険金／非生命純保険料」、「一般政府内の経常移転」、「他に分類されない経常移転」の三種類に分類されます。

a 非生命保険金／非生命純保険料

非生命保険は、生命保険以外のすべてのリスク（事故、疾病、火災等）を網羅する概念です。「非生命保険金」は、支払事由発生ベースで捉えられ、当期の正味支払保険金と未払い保険金に対する準備金の変動額を加えた額が経常されます。「非生命純保険料」は、既経過保険料ベースで捉えられ、非生命保険金と同額が経常されます。

b 一般政府内の経常移転

地方政府等の相互間の経常移転、県内の地方政府等と中央政府、全国社会保障基金との間の経常移転、県内の地方政府等と県外の地方政府等との経常移転からなります。

c 他に分類されない経常移転

上記項目に含まれない制度単位間、制度部門間並びに居住者・非居住者間の経常移転取引が計上され、罰金、寄付金、負担金、家計間の仕送り・贈与金等、他の項目に計上されていないあらゆる経常移転取引が含まれ、全制度部門に計上されています。

（３） 現物社会移転

一般政府または対家計民間非営利団体の個々の家計に対する現物の形での財貨・サービスの支給を指し、当該財貨・サービスを市場で購入したものか、非市場産出として生産したものかに分かれます。

このうち「現物社会移転（市場産出の購入）」は、一般政府が家計に現物の形で支給することを目的に、市場生産者から購入する財貨・サービスを指します。具体的には「社会保障制度の医療保険や介護保険における医療費、介護費のうち保険給付分」「公費負担医療給付」「義務教育に係る政府による教科書の購入費、戦傷病者無賃乗車船の負担金」が含まれます。

(4) 貯蓄

各制度部門における受取と支払との差額が、貯蓄として計上されます。

(5) 年金受給権の変動調整

社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度(発生主義で記録される企業年金や退職一時金)に係る純社会負担と社会給付の差額です。同じ年金制度であっても社会保障制度(公的年金制度)に係る負担と給付の差額は含みません。